

令和9年度 水戸市地域おこし協力隊（新規就農）募集要領

1 募集の趣旨

農林水産省の農林業センサスによると、水戸市における総農家数は、2020（令和2）年において3,646戸であり、10年間で約25%減少しています。また、基幹的農業従事者においても、2020（令和2）年において2,375人と、年々減少が続いており、特に64歳以下で減少しています。今後の農業の持続的な発展のためには、新規就農者等の新たな担い手を確保・育成する必要があります。

このため、地域農業の活性化や環境に配慮した農業の推進など、本市農業における課題に取り組みながら、自らも就農を目指す「水戸市地域おこし協力隊（新規就農）」を募集します。

2 主な活動内容

活動期間終了後の就農に必要な技術を習得し、地域における人間関係を育むため、地域住民や関係団体、行政等と連携・協力し、次の活動を(1)を中心に行います。

- (1) 受け入れ先農家での農作業支援及び研修
- (2) 農産物直売所、農業体験及び就農者募集イベントの補助など
- (3) 地域おこし協力隊関係研修への参加
- (4) 毎月の活動状況報告書の作成及び年に一度の活動報告発表
- (5) その他、市の魅力発信や課題解決につながる地域おこし活動など

3 活動地域

水戸市内全域

※ 主な農作業支援先（研修受け入れ先）は、有機農業に取り組む市内農家を予定しています。

※ イベント参加時などには、市外の活動もあります。

4 募集人員

1名

5 募集対象者

次の各号に掲げる(1)～(8)の全ての要件を満たす方

- (1) 令和9年4月1日時点で18歳以上の方
- (2) 次のア、イ、ウ、エ、オのいずれか及びカの要件を満たす方
 - ア 現在、「3大都市圏」（※1）のうち、「条件不利区域」（※2）以外の区域にお住まいで、住民登録のある方
 - イ 現在、政令指定都市のうち、「条件不利区域」（※2）以外の区域にお住まいで、住民登録のある方
 - ウ 水戸市以外の地方自治体において地域おこし協力隊として2年以上の経験があり、かつ、解嘱から1年以内の方
 - エ 水戸市以外の地方自治体においてJETプログラム参加者として2年以上の活動歴があり、か

- つ、JET プログラム終了から 1 年以内の方
- オ 海外に居住し、又は在留し、いずれの市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項の規定により作成する住民基本台帳をいう。）にも記録されていない方
- カ 任用後、任用期間を通して水戸市に住民登録し、生活の拠点を置くことができる方（※ 3）

※ 1 「3 大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県のうち、平成 17 年度と平成 27 年度の国勢調査結果を比較した場合に、人口減少率が 11 パーセント未満の市町村のことをいう。

※ 2 「条件不利区域」とは、次のいずれかに該当する区域のことをいう。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）

- ・第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
- ・法施行令附則第 3 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村の全ての区域
- ・法施行令附則第 4 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域

②山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）

- ・第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村

③離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域

④半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域

⑤小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）

- ・第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

※ 3 住民票の異動は、任用後おおむね 1 週間以内に行うこととするが、任用前に生活基盤を整えておく必要がある場合には、社会通念上合理的と認められる期間に限り、任用前に住民票を異動しても差し支えない。

※ 4 ご自身が上記に該当するかどうかご不明な場合はお問い合わせください。

- (3) 農業に関する関心が高く、活動期間終了後、水戸市に定住し、有機農業で就農する意欲のある方
- (4) 心身ともに健康で地域になじむ意思があり誠実に職務を行える方
- (5) 地域活性化に係る活動に理解と熱意があり、行政や地域住民とコミュニケーションを図りながら、積極的に活動ができる方
- (6) 普通自動車運転免許を有しており、実際に運転できる方又は任用するまでに普通自動車運転免許を取得する見込みの方
- (7) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、メール対応等）ができる方
- (8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (9) その他、水戸市地域おこし協力隊の任用等に関する要項に規定する内容を遵守できる方

6 勤務時間

原則午前 8 時 30 分～午後 5 時（うち 1 時間休憩）、月～金曜日の週 5 勤務

※ 土曜日、日曜日、祝日及び勤務時間外に勤務した場合には、週の勤務時間内で調整します。

7 報酬等

報酬及び社会保険等の主な条件は、次の各号に掲げるとおりです。その他の条件は、水戸市会計年度任用職員関係規程の定めによります。

(1) 報酬（目安） 月額：206,500 円～

賞与：480,112 円～（6・12 月）

※ 上記報酬額は令和 8 年 4 月時点の規定により計算しているため、給与改定等により変動する場合があります。

※ 初年度 6 月の賞与は期間率を踏まえ、3 割程度の支給となります。

(2) 支給日 当月 21 日払い

※ 支給日が土・日曜日又は祝日となる場合は、直前の金融機関営業日

(3) 休暇 年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、忌引休暇等）

(4) 社会保険等 茨城県市町村職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害の適用

※ 加入条件を満たす場合に限りします。

(5) 住宅補助 基本的に、月額 70,000 円を上限に市が住宅を借り上げ、無償貸与します。

※ 借り上げる住宅は、採用後、業務開始までに相談しながら決定します。

※ 入退去に係る費用や光熱費、町内会費等については自己負担となります。

(6) その他 活動に必要な公用車（軽トラック）を水戸市で準備いたします。

任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

・サービスの宣誓 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

・信頼失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務

・政治的行為の制限等 ・争議行為の禁止

なお、業務に支障がない範囲での兼業は可能です。

※ 兼業には、任命権者の許可が必要となります。

8 任用形態

水戸市 会計年度任用職員（農政課所属）

9 任用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（毎年度更新）

※ 次年度以降の任用については、各年度終了時に活動状況や実績、本人の意向を勘案し、最長 3 年まで延長します。

10 募集期間

令和8年6月1日（月）～9月30日（水）

11 応募方法

(1) 提出書類

- ア 水戸市地域おこし協力隊（新規就農）応募用紙（別記様式1）
- イ 水戸市地域おこし協力隊（新規就農）活動目標レポート（別記様式2）
- ウ 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）
- エ 普通自動車運転免許証の写し

(2) 提出先

〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市産業経済部農政課振興係
MAIL : chiikiokoshi.nousei@city.mito.lg.jp

(3) 提出方法

募集期間中に、上記の提出先まで提出書類をメール、郵送又は持参してください。
持参の場合は平日8:30～17:15を受付時間とします。
郵便の場合は令和8年9月30日消印有効とします。

12 選考の流れ

(1) 第一次選考【書類審査】（10月中旬予定）

提出書類を審査し、可否を決定します。審査結果については全員に、第二次選考の案内については合格者にのみ文書で通知します。

(2) 第二次選考【対面面接】（11月中旬予定）

第一次選考合格者を対象に、水戸市役所にて対面の面接を行います。可否は全員に文書で通知します。

※ 留意事項

- ・ 提出していただいた全ての書類は返却いたしません。
- ・ 応募及び選考に係る経費（郵送料、交通費等）は、応募者の負担になります。
- ・ 第一次選考合格者を対象として、第二次選考の前後どちらかに、受け入れ先農家への訪問や活動地域への現地案内を予定しています。現地案内の日時については、別途、文書又は電話等で連絡の上、調整いたします。

13 問い合わせ先

〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市産業経済部農政課振興係
TEL : 029-232-9181
FAX : 029-232-9255
MAIL : chiikiokoshi.nousei@city.mito.lg.jp
URL : <https://www.city.mito.lg.jp/site/iju/126541.html>
QR :

